

# 市政トピックス

## 児童扶養手当一部支給停止適用除外

子ども課 児童家庭係 ☎(95)01200

児童扶養手当は、原則として手当の受給開始月から起算して5年を経過すると、手当の2分の1を支給停止することになっています（一部支給停止）。

しかし、就業中である場合や、就業できない特別な事情がある場合は、関係の書類を提出することで、支給停止の適用を受けることなく、引き続き、規定の手当額を受給することが出来ます（一部支給停止適用除外）。

※所得や家族の状況等に変化があった場合はこの限りではありません。5年を経過する対象の人には、現況届(年に一度の更新手続)の前に、案内文書を送付します。内容を確認のうえ、現況届手続き時(8月)に併せてご持参ください。

## 全国「子どもの人権110番」強化週間

名古屋法務局 人権擁護部

☎052(952)8111

いじめ・虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽にご相談ください。

▼とき 6月22日(月)～28日(日) 午前8時30分～午後7時(ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)  
○「子どもの人権110番」相談専用電話 ☎0120-007-1110 (フリーダイヤル)

## 男女共同参画週間「地域力×女性力」無量大の未来

協働推進課 協働人権係 ☎(95)0144

毎年6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。

「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことをいいます。つまり、「女だから」「男だから」というだけで、その可能性が狭められることなく、それぞれの個性を生かし、色々な生き方を認め合うことができる社会、個人の意思を尊重し、自らの意思に基づいて、生き方を選択できる社会、男性も女性もともに仕事と家庭生活・地域活動のバランスをとり、責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることが出来る社会です。この週間に機会に、男女がともに支え合い、心豊かに自分らしく生きることについて考え、実践していきましょう。

## 「女性悩みごと相談」をご利用ください

協働推進課 協働人権係 ☎(95)0144

家庭・離婚・男女問題など、女性が直面するさまざまな悩みごとをお聴きし、解決のための応援をします。相談は無料で、秘密は堅く守られます。ひとりで悩まず気軽に相談ください。(要予約)

▼とき 毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午・午後1時～4時(祝日を除く)

▼ところ 市役所内(3階協働推進課までお越しください。)

## 防犯対策物品購入費等補助金制度をご利用ください

安心安全課 防犯交通係 ☎(95)0115

皆さんのご家庭は防犯対策をしていますか?市では防犯対策物品にかかる費用に対し補助金を交付する制度を開始しています。補助金額は購入費等に対して2分の1を、最大1万円まで補助します。



制度開始から好評をいただき、皆さんのご協力により前年度比で住宅対象侵入盗と乗物盗は減少傾向にあります。しかし、車上狙いや部品狙いは増加しています。この制度はこれらの犯罪を抑える目的の物品を対象としていますので、まだ利用していない人はぜひご検討ください。ま

た、購入を検討している商品がこの制度の対象になるか不明な場合はご相談ください。

- 補助金申請に関する注意点
- ・提出物として「施工前の写真」と「施工後の写真」が必要です。
- ・市内のお店で購入してください。(レシートが必要です。)
- ・事務所や店舗への防犯対策は対象となりませんのでご注意ください。

## 駐車場防犯カメラ設置費補助金制度をご利用ください

安心安全課 防犯交通係 ☎(95)0115

自動車やバイク、自転車を狙った犯罪が多発しています。駐車場など車が多く止まっている場所は狙われやすく、管理が行き届いていないとさらに狙われる可能性が増えます。そこで防犯カメラを設置することにより、犯罪を抑制しつつ、発生後も捜査に役立てられます。また、その地域での犯罪を減少させる効果が期待できます。

- ▼対象 5戸以上の集合住宅駐車場、貸し駐車場、商業施設・工場施設の一般客用駐車場もしくは従業員駐車場、町内会が管理する駐車場
  - ▼補助割合 機材費の2分の1
  - ▼補助上限額 防犯カメラ1台5万円、録画装置1台12万5千円
- その他、要件が多数ありますので、詳しくは安心安全課防犯交通係へお問合せください。

高齢者の運転免許証の自主返納を支援します

安心安全課 防犯交通係

(☎)0115

高齢ドライバーが加害者となる交通事故が増加している現状をふまえ、高齢ドライバーによる交通事故を減少させるため、運転免許証を自主的に返納する65歳以上の市民を対象に、次の支援をします。

- ・顔写真付の住民基本台帳カードの発行手数料無料交付
- ・ミニバス乗車券(2年分)贈呈(ただし、1度更新ができます。)

【手続きの手順】

免許証返納の手続き

- ①安城警察署(交通課交通総務係)受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- 本人が運転免許証を持って行き、申請する。(手数料無料)
- ②申請による運転免許の取消通知書を受取り、知立市役所へ。

支援の申請

- ②市役所3階安心安全課  
受付時間 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- ③ミニバス乗車券(2年分)を受け取ります。

③市役所1階市民課で顔写真付住民

基本台帳カードの交付申請をします。

【必要なもの】

- 申請による運転免許の取消通知書
- 取消された運転免許証
- 顔写真1枚(縦4.5cm×横3.6cm、無帽無背景で、6か月以内に撮影されたもの)
- 印鑑

※安城警察署で免許返納手続きをすると、その時点で免許証が無効になります。その後は、絶対に車を運転しないでください。

※支援の申請期限は、免許証返納をした日から1か月以内です。

【よくある質問】

- Q1. 免許証の期限が切れているけど返納できますか?  
A1. 有効期限の切れた免許証は返納できません。
- Q2. 返納するには市役所に行けばいいの?  
A2. 自主返納は安城警察署で受付けています。市役所では返納した人への支援事業を行っています。
- Q3. 免許証がなくなると顔写真付きの身分証明書がなくなってしまう。  
A3. 警察署で返納の際に「運転経歴証明書」という免許証に代わる身分証明書が発行できます。発行に1千円かかりますが、即日発行、更新の必要なし、高齢者には提示することで割引サービス(高齢者交通安全サポート

企業のみ)と、大変便利なカードです。

Q4. 高齢者じゃないけど返納できるの?  
A4. 返納は年齢に関係なく行えます。ただし、高齢者用のサービスや市の支援事業は対象外です。

Q5. 返納した後に必ず市役所へ行かないといけないの?  
A5. 返納支援事業のサービスを希望する場合は3階安心安全課へお越しください。希望されない場合はお越しいただく必要はありません。

民生委員・児童委員の退任

福祉課 保護援護係(☎)0149

南陽1丁目(146番地以降)地区担当の民生委員・児童委員 稲垣ひとみさんが、5月31日をもって退任しました。

後任委員が決定するまでの間、この地域にお住まいで民生委員・児童委員へ連絡を取りたい人は、福祉課保護援護係へお問合せください。

住民税の減免

税務課 市民税係(☎)0116

住民税には経済的困窮者等を救済する目的の減免制度があります。

▼対象  
①生活保護法の規定により扶助を受ける人

②扶養家族を有する人(障がい者・

高齢者・寡婦または寡夫および負傷もしくは疾病により療養を要する人を除く。)で、平成26年中の所得金額が扶養家族の人数に33万円を乗じて300万円を加算した金額以下で、平成27年中の所得金額が2分の1以下に減少すると認められる人

③雇用保険法の規定により失業給付金を受ける人(平成26年中の所得金額が、扶養家族の人数に33万円を乗じて300万円を加算した金額以下)で平成27年中の所得がない人

④賦課期日(平成27年1月1日)現在で勤労学生である人(所得65万円以下で、かつ不労所得が10万円以下)

⑤賦課期日後、災害により死亡した人

⑥賦課期日後、災害により障がい者となった人

⑦平成26年中の所得金額が1千万円以下の人で、災害により自己の居住する住宅または家財について3割以上の損害金額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が生じた場合など

⑧賦課期日後に死亡した人(平成26年中の所得金額が500万円以下)

▼申請方法 市の指定様式で、納期限の7日前までに申請してください。  
※指定様式は税務課窓口にあります。

## 国民年金保険料の免除制度

国保医療課 国保年金係

(☎95)0123

失業等により、保険料を納めることが経済的に難しい場合には、本人の申請手続により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。(次の3種類です。)

①免除(全額免除・一部免除(一部納付)申請  
 本人・世帯主・配偶者の前年所得

(1月～6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

②若年者納付猶予申請  
 30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得(1月～6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には前々年所得)が一定額以下

下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼受付期間 ①・②については、7月1日以降から27年度分の受付が始まります。③については、4月から受付けています。

▼申請に必要なもの

・年金手帳または基礎年金番号の分かるもの

・失業などを理由とする場合は雇用保険被保険者離職票など

・代理申請の場合は、認印と代理人の本人確認書類

■昨年4月から、申請した時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができるようになりました(学生納付特例も同様です)。申請

## 春の叙勲・褒章受章者

春の叙勲および褒章受章者が、4月29日に発令されました。  
 受章おめでとございます。

危険業務従事者叙勲  
 瑞宝双光章 警察功勞  
**石田 正博氏 (谷田町)**

黄綬褒章  
**林 時司氏 (八橋町)**



▶問合せ 協働推進課 秘書広報係  
 (☎95-0112)

## 生け垣設置に補助金を交付します

都市計画課 公園緑地係

(☎95)0157

緑のある街並み、緑化の推進を図るため、生け垣設置に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象の主な内容

- ①公共的道路に沿って延長2m以上生け垣を設置すること
- ②樹木は、高さ90cm以上
- ③延長1m当り2本以上植樹すること

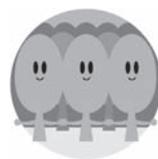
▼補助金を受けられる人

市内に土地を所有している人で、市税を完納していること  
 ※集合住宅等で複数の人が共同で生垣を設置する場合は、代表者を決めて申請してください。

▼補助金の額

- 新たに生け垣を設置する場合 必要経費の3分の2の額(限度額6万円)
- ブロック塀等を取り壊して当該場所に生け垣を設置する場合 必要経費の3分の2の額(限度額

10万円)  
 ※この制度を利用される人は工事にかかる前に申請手続きをしてください。工事着手後の申請は受付できません。詳しくは市ホームページまたは都市計画課までお問合せください。



## 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者募集

一般財団法人 日本遺族会事務局

(☎03)3261-5521

この事業は、厚生労働省から補助を受けて実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

▼実施地域

【広域地域】

- ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー半島 ⑤マリアナ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦中国 ⑧トラック・パラオ諸島 ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪フィリピン ⑫終戦70周年記念洋上慰霊

【特定地域】

- ①マーシャル・ギルバート諸島
- ▼費用 10万円(参加費として)
- ▼参加申込み 愛知県遺族連合会(☎052(231)6504)へ。

**知立市被爆者見舞金支給申請について**

福祉課 障がい福祉係

(☎)0118

知立市被爆者見舞金を交付します。すでに申請されている人は、6月末に銀行口座に振込みます。

まだ、申請をされていない人で、次に該当する人は申請してください。

▼対象者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている人

▼支給条件 毎年度の6月1日において、知立市に引き続き1年以上上居住し、住民基本台帳に記録されている人

▼支給額 年額1万円

▼受付 福祉課

▼持ち物 ①被爆者健康手帳、②振込先口座通帳、③印鑑

**浄化槽の法定点検や保守点検・清掃は必ず行いましょう**

環境課 ごみ減量係 (☎)0126

浄化槽は、適正に維持管理されていないと機能が低下し、悪臭等の発生原因になるほか、放流水質の悪化により河川等の水質に悪影響を与えます。浄化槽法により浄化槽管理者（浄化槽の所有者・占有者等）には「法定検査」・「保守点検」・「清掃」の実施が義務付けられています。

▼法定検査 浄化槽の使用開始後6か月以内の全ての浄化槽が受ける検査（7条検査）と既存の浄化槽が毎年1回受ける検査（11条検査）があります。

法定検査の実施は、愛知県が指定した検査機関が行います。知立市の場合には次の機関になります。

（財）中部微生物研究所（豊川市御津町赤根下川48 ☎0533(76)2228）

▼保守点検 浄化槽の様々な稼働状況を調べ、修理の要否や汚泥の状況を確認し、消毒剤の補充、清掃時期の判定等を行います。

保守点検の時期は、浄化槽によって異なりますので、市のホームページ等で確認してください。

▼清掃 浄化槽を使用する過程で生じる汚泥等を取り除き、付属機器等を洗浄清掃するもので、年1回以上の実施が必要です。

浄化槽清掃業者は、市長の許可を受けた業者が行います。（市ホームページ等で確認してください。）

**在職者対象訓練**

**「電気工事士技能講座」**

県立高浜高等技術専門校

(☎)530031

▼とき 7月18日(土)・19日(日) 午前9時10分～午後4時30分（2日目は午後3時40分まで）

▼ところ 県立高浜高等技術専門校  
▼対象 第二種電気工事士の資格取得をめざす人

▼定員 20人

▼受講料 2千300円

▼費用 材料・テキスト代（各自で用意）

▼申込み ハガキに講座名、郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号を記入のうえ、6月22日(月)～7月13日(月)（必着）までに県立高浜高等技術専門校（〒444-1324 高浜市碧海町4-1-6）へ。

※Eメールでの申込みについては、ホームページをご確認ください。

○ホームページ  
<http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/takahama/>  
※定員を超えた場合は抽選

**スキルアップ講座(在職者対象訓練)C言語プログラム基礎**

県立岡崎高等技術専門校 在職者訓練担当 (☎)0564(51)0775

▼とき 8月1日(土)・2日(日) 午前9時10分～午後4時30分（2日目は午後3時40分まで）

▼ところ 県立岡崎高等技術専門校  
▼対象 マイコン制御のためC言語を習得したい人

▼訓練内容 C言語の特徴、入出力、関数、各種演算子、配列の活用

▼募集人数 15人

▼受講料 受講料2千300円（テキスト代税別2千580円）

▼申込み 往復ハガキまたはEメールに講座名、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、職業を記入のうえ、7月9日(木)までに県立岡崎高等技術専門校（〒444-0802 岡崎市美合町平端24番地 Eメール okazaki-senmonko@pref.aichi.jp）へ。

※申込み多数の場合は抽選で決定し、結果を通知します。

**愛知県障害者委託訓練 笑がおー介護職員初任者研修養成コース**

刈谷公共職業安定所 (☎)215011  
愛知県障害者職業能力開発校  
(☎)0533(93)2505

▼とき 9月1日(火)～10月28日(水)までの毎週月～金曜日の午前9時～午後5時

▼ところ 株式会社エリアケアサービス 笑がお教室（岡崎市柱2丁目6番地4）

▼内容 介護に関する倫理・知識および介護技能の習得、介護職員に必要な資格を得る

▼対象 障害者手帳所持者（軽度の身体・知的・精神障がいの人）

▼定員 7人（面接で選考）

▼受講料 無料（別途テキスト代6千480円必要）

▼申込み 8月11日(火)までに、公共職業安定所へ。※受講には安定所の求職登録が必要です。

▼願書配布先 刈谷公共職業安定所 および愛知障害者職業能力開発校

## 公開講演会「防災のまちづくりと日頃の地域のつながりについて」

碧海5市社会福祉協議会では、防災のまちづくりとそのための日頃の地域のつながりづくりを先駆的に行っている半田市岩滑区、滋賀県高島市の地域の取り組みについて講演会を行います。(参加費無料・定員80人)

- ▶とき 7月5日(日) 午前10時～正午
- ▶ところ へきなん福祉センターあいくる まちかどホール
- ▶申込み ～6月26日(金)まで(当日参加可)
- ▶講師 後藤章次氏(半田市岩滑区前区長)、井岡仁志氏(高島市社会福祉協議会 事務局長)
- ▶問合せ 知立市社会福祉協議会 (☎82-8833)

※詳細はお問合せください。  
 ・「一般曹候補生・自衛官候補生」  
 ・「防衛大学校・防衛医科大学校(医科・看護科)・航空学生」  
 ・午後2時～4時

- ▼内容
  - ・午前10時～正午
  - ・午後2時～4時
- ▼ところ 自衛隊安城地域事務所(安城市三河安城町一丁目10-14 MAパークビル1F)
- ▼とき
  - 〔第1回〕 6月28日(日)
  - 〔第2回〕 7月4日(土)
  - 〔第3回〕 7月5日(日)

自衛隊愛知地方協力本部  
 安城地域事務所(☎746894)

### 自衛隊採用説明会

### ○平成26年度情報公開制度実施状況

実施機関	処理状況					不服申立て		
	件数	決定内容				件数	決定内容	
		全部開示	部分開示	非開示	文書不存在		開示	棄却
市長	3	1	2	0	0	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
水道事業管理者の権限を行う市長	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	0	1	0	1	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	1	5	0	1	0	0	0

○情報公開制度  
 市政に関する情報(公文書)を市民の皆さんの請求に応じて公開する情報公開制度を実施しています。公開を請求できる文書は、平成元年4月1日以降に作成し、保有している文書、図書、写真などです。ただし、個人のプライバシーを侵すもの、法人の正当な利益を損なうものなどは公開されないことがあります。  
 平成26年度における情報公開制度の実施状況は、次のとおりです。

## 情報公開制度・個人情報保護制度実施状況

### ○平成26年度個人情報保護制度実施状況

実施機関	処理状況					不服申立て		
	件数	決定内容				件数	決定内容	
		全部開示	部分開示	非開示	文書不存在		開示	棄却
市長	5	2	3	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0	0	0
水道事業管理者の権限を行う市長	2	2	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9	4	5	0	0	0	0	0

○個人情報保護制度  
 市の機関が保有する自己の個人情報の開示、訂正および削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護するために個人情報保護制度を実施しています。  
 平成26年度における個人情報保護制度の実施状況は次のとおりです。

個人情報の訂正・削除の請求件数	2件	個人情報の是正の申出件数	0件
-----------------	----	--------------	----

これからも、市政情報はオープンに、個人情報はしっかり守っていくっぴ!

